

久喜市事業者・農業者物価高騰等対策 給付金のご案内

コロナ禍の中で、物価高騰等といった経済環境変化の影響を受けている**市内事業者・農業者の事業継続を支援**するための給付金を給付します。

◆給付額	①事業者:5万円 ②運輸業者:10万円 ③農業者:5万円 ※1事業者につき、①～③のいずれかを1回限り支給	
◆給付対象者	事業者	市内に事業所又は事務所を有する中小企業等
	運輸業者	市内に事業所又は事務所を有し、旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業を営む中小企業等
	農業者	市内に住所又は事業所を有し、市内で農業を営む個人、法人及び団体
◆給付要件	事業者、 運輸業者	1 令和4年1月から6月までの間の任意の1か月の <u>売上が、平成31年から令和3年の任意の年の同月と比較して20%以上減少していること。</u> 2 運輸業者については、旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業を行うための許可を受けている(許可がない場合は必要な届出を行っている)こと。 3 個人の事業者または運輸業者については、令和3年分の事業所得の申告を行っていること。
	農業者	1 令和3年分の農業所得の申告を行っていること。
	共通事項	1 市税に滞納がないこと。 2 給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。
◆申請期間	令和4年8月1日(月)から令和4年11月30日(水)まで	

【申請に係るお問い合わせ】 電話 0480-85-1111 (平日 8:30~17:15)
事業者、運輸業者の方 久喜ブランド推進課 商工労働係
農業者の方 農業振興課 農業振興係



◆申請に必要な書類	共通	1 事業者・農業者物価高騰等対策給付金申請書兼請求書 (様式第1号) 2 振込先が確認できる書類 (通帳等のコピー:金融機関名、本支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページ)
	事業者、 運輸業者	1 売上等計算書(別紙) 2 令和4年1月から6月までの間の任意の1か月の売上及び平成31年から令和3年までの任意の年の同月の売上が確認できる書類 (例 売上帳簿、試算表、青色決算書、法人事業概況説明書などのコピー) 3 事業所又は事務所が市内に所在していることが確認できる書類 (例 許認可書、賃貸借契約書、公共料金の領収書などのコピー) 4 運輸業者は、旅客自動車運送事業、若しくは貨物自動車運送事業に係る「許可書若しくは更新」または「許可申請書」のコピー 5 個人の事業者又は運輸業者は、令和3年分の確定申告書B第一表のコピー
	農業者	1 市内に住所または事業所を有していることが確認できる書類 2 令和3年分の確定申告書B第一表のコピーまたは令和4年度市民税・県民税申告書のコピー

◆申請方法

【郵送の場合】下記の郵送先まで送付してください。※当日消印有効
 (事業者・運輸業者の方)〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 久喜ブランド推進課 宛
 (農業者の方) 〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 農業振興課 宛

【窓口の場合】下記のいずれかの窓口に提出してください。
 (事業者・運輸業者の方)久喜ブランド推進課(菖蒲総合支所内)
 (農業者の方)農業振興課(菖蒲総合支所内)

※この他、本庁舎環境経済・教育分室、栗橋総合支所総務管理課、鷲宮総合支所総務管理課でもご提出いただけます。

【電子申請の場合】久喜市電子申請・届出サービス」から申請してください。

◆その他

1 添付書類や申請方法等の詳細については、市ホームページをご確認下さい。
 2 申請書類については、市ホームページからダウンロードできます。

【市ホームページ URL】
<https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/jigyo/shienjyoho/bukkakoutou.html>

久喜市 物価高騰 給付金

検索

